

審議結果速報

(令和7年3月24日)

陳情7年商工労働第1号

鳥取県議会

陳 情 審 議 結 果

令和7年2月定例会

陳情（新規）・農林水産商工常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
7年-1 (R7.1.27)	商工労働	「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情	不採択 (R7.3.24)

▶陳情事項

鳥取県議会から国に対して、最低賃金法を改正し、全国一律制度を実現し、抜本的に引き上げること、中小企業・小規模事業所支援策の拡充を実現するため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出すること。

▶所管委員長報告（R7.3.24本会議）会議録暫定版

最低賃金は、地方最低賃金審議会において、労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力の3要素を考慮して審議され、決定されることとなっています。

また、令和6年度の改定において、地方を中心に過半数を超える県で中央最低賃金審議会が示す目安以上の引上げが行われ、地域間格差は徐々に縮小している状況であります。

最低賃金の急激な引き上げは、県内の中小企業・小規模事業者の経営に多大な影響を及ぼすことから、一足飛びに全国一律とすべきでなく、賃上げと併せて、慎重に取り組むべきものであることから、「不採択」と決定しました。

▶陳情理由

物価高騰から労働者・国民の命とくらし、雇用をまもるための貴職のご奮闘に敬意を表する。

令和6年度の最低賃金の加重平均は1,055円（前年比+51円、+5.1%）となり、1,000円以上が16都道府県、900円台が31県となった。額・率ともに過去最高の引上げとなり、物価高騰分を補う水準が確保されたとはいえ、先進国に比べ低額であり、生活改善が実感できるどころか低すぎて自立して生活できない水準のままである。都市部と地方での格差は昨年より縮小したとはいえ、地域別最低賃金であるがゆえに地域格差は存在し続け、地方から都市部への人口流出、地域経済が疲弊していく要因となっている。全国どこで働いても、人間らしく生活出来る水準を保障することが必要である。

日本の最低賃金は、地域別であることが海外と比べても上がらない原因になっている。現行法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めている。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の「支払能力」や経済状況が冷え込んだ指標をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなる。また、最低賃金額の高い地域は、低い地域を考慮し決められている。このように地域別制度は、最低賃金額が低い地域は常に低いままとなり、引上げを妨げる構造的な欠陥がある。最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっている。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめている原因になっている。

労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースである。このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできない。私たちの最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められない。政府として、最低賃金法を改正し、直ちに全国一律に是正すべきと考える。全国一律制にするとともに最低賃金を引き上げるためには、国による相応の財政を捻出する決断も含め、抜本的な中小企業・小規模事業所支援の強化が必要である。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が求められている。また、下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要である。労働者・国民の生活を底上げし、購買力を上げることで、地域の中小企業・小規模事業所の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になる。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にしている。

最低賃金法を改正し、全国一律制度を実現し、抜本的に引き上げること、中小企業・小規模事業所支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれては、国に対して意見書を提出するよう陳情する。

▶提出者

鳥取県労働組合総連合 議長 田中 暁

現 状 と 県 の 取 組 状 況

2/25 常任委員会資料

商工労働部（雇用人材局雇用・働き方政策課）

【現 状】

1 最低賃金制度について

最低賃金は、都道府県労働局に置かれる地方最低賃金審議会において、国の中央最低賃金審議会答申「地域別最低賃金額改定の目安」、賃金の実態調査結果などの各種統計資料を参考にしながら、「労働者の生計費」「労働者の賃金」「通常の事業の賃金支払能力」の3要素を考慮して、公益・労働者・使用者を代表する委員により審議される。地方最低賃金審議会の答申を受け、都道府県労働局長が決定する。

地域間格差の是正を目指し、令和5年4月6日の中央最低賃金審議会で、地域別最低賃金の引上げ目安を示す都道府県別のランク分けを4区分から3区分に変更された。

2 国及び全国の動向

令和6年7月25日の中央最低賃金審議会において、「令和6年度の最低賃金の引上げ額の目安を全都道府県で一律50円とする」との厚生労働大臣への答申が行われたが、地方を中心に目安額を超える引上げが相次ぎ、過半数を超える27県で目安額を超える引上げが決定し、最大の引上げとなった徳島県では84円の引上げが行われた。（最小引上げ額：50円（東京都他19都道府県））

改定後の全国加重平均額は令和5年度から51円引上げの1,055円となり、昭和53年度の目安制度開始以降で最高額の引上げ額となった。また、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率は81.8%となり、10年連続の改善となった。

〔令和6年度〕最高額：1,163円（東京都）、最低額：951円（秋田県）

石破首相は令和6年10月4日の所信表明演説で、2020年代に最低賃金を全国平均で1,500円とする目標を示した。

同年11月に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」においても、「適切な価格転嫁と生産性向上支援によって、最低賃金の引上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続する。今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。」とされた。

3 県の動向

令和6年7月から8月まで行われた鳥取県地方最低賃金審議会では、労働者委員の150円の引上げ要求に対して、使用者委員は36～45円の引上げを主張、公益委員が57円の引上げを提案した。採決の結果、最低賃金が時間額となった平成14年以降、最大の引上げとなる57円の引上げを鳥取労働局長へ答申し、鳥取県最低賃金は、令和5年度の900円から957円へ改正されることが決定し、令和6年10月5日から適用された。

4 国の賃金引上げに関する支援施策

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資等に係る経費の一部を助成する業務改善助成金による支援のほか、令和4年度に創設された賃上げ促進税制を、令和6年度税制改正により3年間延長するとともに拡充が図られた。

(主な施策)

- ・業務改善助成金（厚生労働省）
- ・キャリアアップ助成金（厚生労働省）
- ・賃上げ促進税制拡充（経済産業省）

【県の実施状況】

令和4年10月に県内中小企業の賃金アップに向けた環境整備支援として「賃金アップ環境整備応援補助金」を創設、その後、令和5年12月から「物価高騰に立ち向かう経営力向上・賃上げ事業者支援補助金」、「持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金」等により、現在まで継続的に支援要件、補助内容の拡充を図りながら支援を行っている。

また、令和5年度からは鳥取県版政労使会議による賃上げに向けた機運醸成を図るとともに、令和5年7月に「価格適正化と賃金アップに向けた専門家相談窓口」を設置し、企業経営の専門家によるきめ細かなサポートを行っている。

(令和7年度当初（中小企業向けの主な施策）)

- | | | |
|------------------|-------------|-----------------------|
| ・賃上げ・価格適正化総合対策事業 | 1,306,000千円 | (令和6年度11月補正(令和7年度繰越)) |
| ・賃上げ・価格適正化総合対策事業 | 138,840千円 | (上程中) |
| ・産業未来共創事業 | 2,264,491千円 | (上程中) |
| ・企業自立サポート事業 | 504,538千円 | (上程中) |